

南砺市農業委員会第31回総会会議録

1. 招集日時 令和 8年 1月 7日
2. 開会時刻 令和 8年 2月 4日 午後 2時 00分
3. 閉会時刻 令和 8年 2月 4日 午後 2時 25分
4. 場 所 南砺市役所 302 会議室
5. 委員定数 20 名
6. 出席委員 19 名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西村 博	出	11	法邑 千映子	出
2	堂前 光宏	出	12	山田 良誠	出
3	舘 義由記	出	13	細木 和隆	出
4	徳田 徳栄	出	14	加藤 善躬	出
5	辻 清市郎	出	15	前川 茂	出
6	金田 雄介	出	16	岩倉 香	出
7	下田 栄樹	出	17	吉田 琢治	欠
8	林 弘	出	18	森田 憲二	出
9	三井 栄	出	19	長谷川正昭	出
10	北島 直道	出	20	岡村 俊一	出

7. 議事日程

第1 挨拶

第2 議事録署名委員の指名

第3 附議議案

議案第 128 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 129 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 130 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について

議案第 131 号 農用地利用集積等促進計画（案）について

第4 報告事項

報告第 43号 農地法第18号第6項の規定による通知書について

第5 その他

8. 事務局職員

事務局長 中島 吉範、係長 田原 雅之
副主幹 小林 由香、主任 勇崎 夏希

9. 会議の概要

事務局長 お疲れ様です。本日はお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。
ございます。

只今から、第31回南砺市農業委員会の令和8年2月の総会を開始いたします。

本日は立春というにふさわしい暖かい日になりましたが、先日の今シーズン最長寒波による大雪で、雪崩や屋根雪の落雪などが心配されているところ です。

先月23日に衆議院が解散となり、現在選挙が行われているところです。2月の衆議院選挙は前回の1990年から36年振りとのこと です。皆様方のところにも投票所入場券がとどいているかと思いますが、天候を見ながら期日前投票でも投票にもご利用いただければと思います。

それでは、総会の成立についてご報告いたします。本日は委員総数20名中19名の出席であります。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定される定数に達しており、総会が成立することをお知らせいたします。

会議の開始にあたり、岡村会長からのご挨拶をお願いいたします。続いて議事進行についてもお願いいたします。

会長 ご苦労様でございます。

先程、事務局長から話がありましたが第51回衆議院議員選挙が始まり、投票日は8日となっております。皆さまにおかれましても、行使して投票していただけたらと思います。

話は変わりますが、今月イタリアでミラノ・コルティナ2026冬季オリンピックが開催されます。富山県から、選手・監督を含め3人の関係者が参加するという嬉しいニュースが、飛び込んでおります。2月も、あっという間に過ぎそうですが、慎重な審議をお願いいたします。

議長

それでは、第31回農業委員会を開催いたします。
会議に入ります前に、議事録署名人を指名させていただきます。
本日の署名委員は委員番号7番・8番の2名の方、宜しくお願いいたします。

議案第128号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

＝議案第128号について議案書をもとに朗読・説明＝

今回4件の申請がありました。

田 33筆 = 31,829.44㎡です。

受付番号1番についてです。

「資料」1～3ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 11筆 = 13,059㎡です。

【理由】

譲渡人は県外在住で、耕作する事が難しく地元耕作者である譲受人へ所有農地の一部について、所有権を移転する申請があったものです。

受付番号2番についてです。

「資料」4ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 1筆 = 511㎡です。

【理由】

譲渡人は高齢であり、継続して耕作することが難しく、対象農地の隣接農地の所有者である譲受人へ、所有権を移転す申請があったものです。

受付番号3番についてです。

「資料」5ページの位置図も合わせて御覧下さい。
申請地につきましては、田 5筆 = 3,444㎡です

事務局

【理由】

譲渡人は市外在住であり耕作する事が難しく現在、地元耕作者である譲受人に所有農地の所有権を移転する申請があったものです。

受付番号4番についてです。

「資料」6～7ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田 16筆 = 14,815.44㎡です。

【理由】

譲受人は令和7年8月に県外から南砺市へ移住し、譲渡人の空き家を購入しました。譲受人へ、所有農地の所有権を移転する届出があったものです。

耕作方法については、営農の構成員同士の所有権移転であり、今年の1月11日営農総会資料も添付していただき、構成員の一員である事や営農の機械を利用して、耕作できる事の確認はしております。

いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。
以上です。

議長

以上の案件につきまして、何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第128号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議長

議案第 129 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

＝議案第 129 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回 2 件の申請がありました。

田	2 筆	=	2,574 m ²
畑	1 筆	=	42 m ²
合	計	=	2,616 m ² です。

受付番号 1 番についてです。

「資料」8 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田	1 筆	=	76 m ²
畑	1 筆	=	42 m ²
合	計	=	118 m ² です。

転用目的は「住宅敷地・駐車場敷地」です。

【理由】

譲受人は現在、夫婦と子供の 4 人で借家に居住しております。第 2 子が出生し借家の居住スペースが狭く、夫婦双方の実家の協力を得ながら子育てをしていきたいと、双方の実家中心地に自己所有の住宅を建てたいと申請があったものです。

受付番号 2 番についてです。

「資料」9 ページの位置図も合わせて御覧下さい。

申請地につきましては、田 1 筆 = 2,498 m²です。
転用目的は「倉庫敷地」です。

【理由】

現在、既存工場敷地から離れた市内 2 箇所に倉庫を借りております。既存工場敷地内にも、工場兼倉庫はありますが、事業拡大に伴い工場に隣接した倉庫を新規で設けたいとの事です。

事務局

農地区分につきましては、受付番号1番「第3種農地」、許可基準については「原則許可」、受付番号2番「第1種農地」許可基準については「既存地拡張」という事で判断しております。
以上です。

議長

以上の案件につきまして何かご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第129号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

全員挙手により、原案どおり承認されたものといたします。続きまして、次の議題へ進みます。

議案第130号 農地法第5条第1項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請についてです。

＝議案第130号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局

今回1件の申請があり、令和6年1月31日付けで許可済の案件です。当初の許可内容は「砂利採取（一時転用）」で期間は、令和6年2月1日から令和8年1月31日までの2年間です。

現在の事業状況は、砂利採取及び埋め戻しはほぼ終了し、表土の敷均し畦畔を残している状況。

今回の事業計画変更承認申請の内容は、期間延長という事です。延長期間は3箇月で、令和8年4月30日までの申請です。

期間延長の理由は、当初の許可期間で事業完了は可能であったが、耕作者等の要望により仕上げ作業は好天期に行い、良好な圃場として返却とのことで3箇月延長内容で、事業計画変更申請があったものです。

以上です。

議長

ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願ひいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 130 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可に対する事業計画変更承認申請について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。次の協議へ進みます。

議案第 131 号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、事務局より議案の朗読と説明を求めたいと思います。

事務局

今月は集積 110 件	田 361 筆	=	599,798.17 m ²
	畑 1 筆	=	1,429.00 m ²
	計 362 筆	=	601,227.17 m ²

配分 111 件	田 363 筆	=	603,426.17 m ²
	畑 1 筆	=	1,429.00 m ²
	計 364 筆	=	604,855.17 m ² です。

今回、集積と配分で面積や筆数が異なるのは、所有者から富山県農地中間管理機構への貸し付け分はそのままに、担い手変更による富山県農地中間管理機構から、耕作者への貸し付け分を解約設定したものが 1 件あったためです。

また、前回保留となっていた 3 件は調整が整ったため、今回の 2 月分に上げさせていただいております。

これらの申請があった、農用地利用集積等促進計画書について承認を求めるものです。

詳細については、10 ページから 13 ページをご覧ください。
以上です。

議長 ただいまの案件についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願
いいたします。

(異議なし)

ご異議がないようですので採決をとります。

議案第 131 号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について、賛
成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員挙手により、本件は原案どおり承認されたものといたします。次
の協議へ進みます。

報告第 42 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について、事
務局より説明を求めます。

＝報告第 43 号について議案書をもとに朗読・説明＝

事務局 今回 12 件の届出がありました。
面積については田 49,862.00 m²です。

こちらは、議案の 15～17 ページに明細を記載し備考欄には、合意解
約理由を記載しております。
以上です。

議長 ただいまの報告事項についてご意見・ご質問のある方はよろしくお願
いいたします。

議長 ほかに何かご意見はございませんか。

 (特になし)

 それでは、その他の案件について事務局からお願いいたします。

事務局 その他案件について、2件ございます。

- ・小委員会開催について
- ・委員別会費精算表について

 以上で、本日の議案・協議・報告事項はすべて終わります。

議長 次回の総会は令和8年3月4日(水)午後2時から、場所は南砺市役所302会議室となります。

 以上で、南砺市農業委員会第31回総会を閉会いたします。

 (閉会時刻 午後2時25分)

議事録が正確であることを証します。

令和 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長